

総務課長
人事課長
公営企業総務課長 殿



一般社団法人日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA行政管理講座のご案内

[2019年8月26日(月)~27日(火)開催]

問題職員の対応をめぐる労務管理の法律実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方自治体においても、人事・労務担当者が法律上の複雑な問題に直面する状況が増加してきております。メンタルヘルスの問題はもちろん、パワハラ・セクハラ等、人事処遇・労務管理上いかに対応すべきか、問題を広げないためにどうすべきかなど、人事・労務担当者にとって大きな課題となっております。

今回は、職員の分限・懲戒の法的な性質や事例をはじめ、社会的にも問題となっております「メンタルヘルス問題をかかえるなど、十分に職務を果たすことの出来ない職員」への対応や、「他の職員へ悪影響を及ぼす職員」への対応など、具体的な事例・判例をもとにして、対応の方法をケースごとにわかりやすく解説する標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、関係者多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

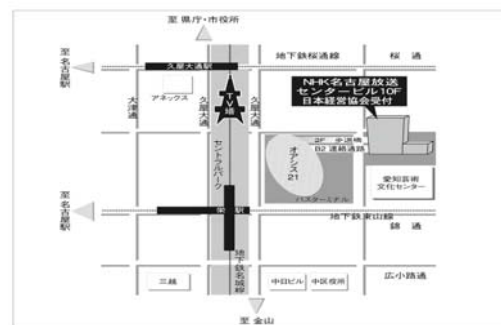
日時:2019年8月26日(月)13:00~17:00
27日(火)10:00~16:00 [2日間9時間]

会場:NHK名古屋放送センタービル内教室(名古屋市東区東桜1-13-3)

講師:弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 中根 浩二 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,320円	31,320円
一般	32,000円	2,560円	34,560円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」をご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考):本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます。

※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円~13,000円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ:一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ<担当:五藤・里見>

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 HP <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15~17:15にお願いいたします

以上

I 職員の身分保障

1. 職員の身分保障の制度
2. 分限処分
 - ①分限処分とは
 - ②分限処分の手続
3. 懲戒処分
 - ①懲戒処分とは
 - ②懲戒処分の手続
4. 分限処分と懲戒処分の関係
5. 不利益処分に関する不服申立

II 問題職員への対応

1. 退職・解雇等に関する問題
 - ①能力不足の職員（職員を能力不足で解雇できるか）
 - ②勤務時間外にアルバイトをする職員を解雇できるか
 - ③協調性のないことを理由として職員を解雇できるか
 - ④立証が困難な場合の対応方法
 - ⑤懲戒解雇の場合に退職金の没収ができるか
 - ⑥休日の交通死亡事故を理由として解雇できるか
 - ⑦刑事事件で逮捕・拘留中の職員を解雇できるか

2. 病気（メンタルヘルス問題等）の職員への対応

- ①定期健康診断を受診しない職員への対応
- ②精神疾患が疑われる職員
（医師の診断を受けるよう命令できるか）
- ③具体的事例

3. その他の問題職員への対応

- ①セクハラをする職員への対応
（何がセクハラに該当し得るのか）
 - (1)使用者が不法行為責任を負う可能性
 - (2)セクハラを行なった者の責任
 - (3)セクハラを行なった者への使用者の対応
- ②パワーハラスメントをする職員
（管理者として注意すべきこと）
- ③服装のだらしない職員への対応
- ④遅刻の多い職員
- ⑤退職後の懲戒処分
（退職前の事由により懲戒処分を行なうことができるか）
- ⑥繁忙期に有給休暇を申請する職員
（時季変更権）
- ⑦残業命令を拒否する職員

ご質問は、講義中にも承っておりますが、
事前に事務局へご連絡いただいても結構です。
是非この機会にご相談ください。

<講師紹介> 弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 中根 浩二 氏

平成 9 年 司法試験合格

平成 10 年 名古屋大学法学部法律学科卒業。最高裁判所司法修習生(52 期)

平成 12 年 司法修習終了。弁護士登録。楠田法律事務所に勤務

平成 17 年 あお空法律事務所開所(所長)

平成 23 年 日弁連研修センター副委員長 愛知県弁護士会研修センター副委員長

労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。労働法関連セミナーの実績も多数。

日本経営協会・中部本部(五藤) 行 (この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60013294 「問題職員の対応をめぐる労務管理の法律実務」講座・参加申込書

2019/8/26-27

ふりがな 団体名		TEL Fax	() ()	— —	ご派遣責任者 (ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒				氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数	年 月	印 <ご記入 (レ印) のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前
				年 月	
<通信欄>					

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他

宛)

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。